

「衛生推進者」養成講習のご案内

— 10人から49人の事業場には選任義務があります —

一般社団法人 新宿労働基準協会（東京労働局登録 第6号）

労働安全衛生法では、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場のうち、非工業的業種（裏面）にあつては「衛生推進者」を選任しなければならないと定めています。

法定の養成講習を受講した「衛生推進者」を選任していただくため、当協会では、東京労働局の登録講習機関として「衛生推進者養成講習」を下記により実施いたします。

1 講習日時・会場

講習会名	日時	会場
第2回 衛生推進者養成講習	2025年10月10日（金） 9:35～16:10	B I Z 新宿 研修室A 新宿区西新宿6-8-2
第3回 衛生推進者養成講習	2026年1月29日（木） 9:35～16:10	

2 受講料

協会員 7,700円（税込・テキストは無料） 会員外 8,800円（税込・テキスト代込）

3 受講申込

下欄の申込書に記入の上、協会事務局へFAXしてください。

WEB申込は右の日付をクリックしてください⇒ ・ [10月10日](#) ・ [1月29日](#)

4 申込及び振込期日・定員

第2回 2025年10月3日（金） 第3回 2026年1月22日（木） 各定員 60名

5 受講料の振込先

銀行名 三菱UFJ銀行 大久保支店 口座名義 （社）新宿労働基準協会

口座番号 普通預金 3991676

※振込人名の前に、講習会の月日をご記入下さい（例 1010 ○○カイシャ）

6 その他

- （1）申込み後の取消しは、各開催日の1週間前までにお願いします。それ以降の取消しには応じかねますので予めご了承ください。
- （2）講習会の当日は、本人確認書類（運転免許証等）とともに、裏面の受講票を受付に提示してください。
- （3）受付時間は、9:00～9:30です。講習の時間は9:35～16:10です。
- （4）講習終了後に「修了証」を交付します。遅刻・早退した場合には修了証を交付できませんので、ご了承ください。
- （5）お問合せ先 03-3366-4737
（一社）新宿労働基準協会 新宿区西新宿7-5-20 新宿旭ビルA館205号

7 安全衛生推進者・衛生推進者の区分

区 分	業 種
安全衛生推進者 （10人以上50人未満）	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

衛生推進者 (10人以上50人未満)	上記以外の業種（卸売・小売業、金融業、教育・研究業、保健衛生・社会福祉業、飲食業、ビルメン・警備業、企業本社等）
-----------------------	--

申込受付欄	受付日		受講番号	
-------	-----	--	------	--

衛生推進者養成講習 受講申込書 兼 受講票

(当日は、本人確認書類とともに、受付にご提示ください)

【 □第2回：10月10日 □第3回：1月29日 (受付9:00～9:30) 】

(いずれかに、✓を付けてください。)

事業場名	□協会員・□会員外 (いずれかに✓)		Tel	
			Fax	
所在地	〒		担当部	
			Email	
フリガナ 1 受講者氏名		生年 月日	西暦	年 月 日
フリガナ 2 受講者氏名		生年 月日	西暦	年 月 日
フリガナ 3 受講者氏名		生年 月日	西暦	年 月 日
フリガナ 4 受講者氏名		生年 月日	西暦	年 月 日

提出先 (一社) 新宿労働基準協会 FAX 03-3366-8865

WEB申込は右の日付をクリックしてください⇒ ・ [10月10日](#) ・ [1月29日](#)

※本件個人情報、本講習会のために使用いたします。

会場案内図

BIZ新宿
3階研修室A
新宿区西新宿6-8-2

